

令和5年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午前10時から10時40分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
農地利用最適化推進委員	10番	千島孝夫
	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法（昭和27年法律第229号）により横瀬町農業委員会
で定めた別段の面積の取扱いに関する件

第4 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

少し早いですが、全員の方がそろいましたので、只今から令和5年第2回農業委員会を開会いたします。

会議規則第6条の規定による定足数に達しております。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

4番、若林想一郎委員、8番、村越聡委員のご両名にお願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法により横瀬町農業委員会で定めた別段の面積の取扱いに関する件、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第6号及び第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第4号 農地法により横瀬町農業委員会で定めた別段の面積の取扱いに関する件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農地法により横瀬町農業委員会で定めた別段の面積の取扱いについて説明をいたします。

このたび農地法の一部が改正され、現農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日より施行されます。これに伴いまして、横瀬町農業委員会で設定している別段の面

積は令和5年3月31日をもって廃止することとなります。ただし、農地法第3条第2項に規定されるその他の要件であります全部効率的利用要件や常時従事要件、地域調和要件等の要件につきましては、引き続き適用されることとなりますので、ご承知おきください。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時 6分

再 開 午前10時15分

議長 それでは、会議に戻ります。

続いて、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第4号につきまして、賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法により横瀬町農業委員会で定めた別段の面積の取扱いに関する件につきましては、承認されました。

ここでお諮りいたします。日程第4、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件と、日程第5、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、内容に関連がございますので一括審議したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第5号と日程第5、議案第6号につきましては、一括審議といたします。

議案第5号及び議案第6号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 まず最初に、議案第5号について説明いたします。

議案第5号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は169平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は、自己用住

宅の敷地拡張であります。

4 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下方にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米 5 区、苧米公会堂の南東約 150メートルのところが申請地になります。

今申請は、申請人の娘夫婦が自己用住宅の建築を計画し、手続を進めていたところ、敷地内にあります車庫及び倉庫が農地であることが判明したとのことであります。農地法についての知識が浅く、農地法の手続が必要である認識もないまま設置してしまったとのことで、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。なお、この農地は、令和 4 年 10 月の農政総合推進協議会において審議され、令和 5 年 1 月に農用地区域から除外されております。

続きまして、議案第 6 号番号 1 について説明いたします。

議案第 6 号番号 1 の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります 1 筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は 330 平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方であり、譲受人の義理の父であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定、20 年となっております。

申請地の場所は、先ほどの説明と同様の場所になります。この農地について使用貸借権の設定を行い、自己用住宅として転用をしたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。なお、この農地につきましても令和 4 年 10 月の農政総合推進協議会において審議され、令和 5 年 1 月に農用地区域から除外されております。

続きまして、議案第 6 号番号 2 について説明いたします。

議案第 6 号番号 2 の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります 1 筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は 220 平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内および秩父市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方であり、関係は全て

親族であります。申請理由は通路用地で、権利の種類は使用貸借権の設定、20年となっております。

申請地の場所は、先ほどの説明と同様の場所になります。今申請は、同一敷地内にある譲渡人の母親が住む住宅がございますが、建築された昭和56年当時から今申請地が住宅の出入口として使用されており、その後譲渡人本人が自宅を建築した平成8年から現在の通路用地として使用していたとのございます。先程からの説明のとおり、譲渡人の娘夫婦の自己用住宅の建築計画にともない、農地法の手続が必要である認識もないまま通路用地として使用していたとのございます。始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、この農地につきましても、令和4年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和5年1月に農用地区域から除外されております。

続いて、議案第6号番号3について説明いたします。

議案第6号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は90平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方で、親子であります。申請理由は農家住宅の敷地拡張で、権利の種類は使用貸借権の設定、20年となっております。

申請地の場所は、先ほどの説明と同様の場所になります。今申請は、先程からの説明のとおり、譲渡人の娘夫婦の自己用住宅建築計画にともない判明したもので、譲受人の夫が生前に設置した農業用機械置場及び農業用倉庫の一部が農地にかかっていたとのございます。今後も引き続きそのまま使用していきたいとのございます。始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、この農地につきましても、令和4年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和5年1月に農用地区域から除外されております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請及び議案第6号番号1、番号2、番号3 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

3月19日午後1時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は苧米公会堂の南東になります。現地には4条の申請人と申請人の母親が住む住宅が2棟建っており、周りに農地が残っているという状況であります。この農地に申請人の娘夫婦が自己用住宅を建てるため手続を始めたところ、車庫や倉庫、住宅の進入路の一部が農地にかかっているということが判明し、娘夫婦の自己用住宅の農地転用と併せて今回是正をしたいということでもあります。

議案第5号は申請人の車庫及び倉庫が、議案第6号番号2は住宅への進入路が、議案第6号番号3は母親が利用している農業用の機械置場及び農業用の倉庫がそれぞれ農地に一部かかっていたことによる是正で、議案第6号番号1は娘夫婦の自己用住宅の転用で申請であります。いずれにしても、今回きちんと整理をするということで始末書もありますし、自己用住宅が建設されたとしても周辺の農地には何ら影響を及ぼすおそれがないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員、10番、千島委員、お願いします。

千島委員 上程されました議案第5号及び議案第6号番号1、番号2、番号3について所見を申し上げます。

3月19日午後1時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局からの説明にもありましたとおり、自己用住宅の計画を進める中で、それぞれ車庫だったり、倉庫だったり、住宅への進入路が一部農地にかかっていたということが分かり、これらを是正したいということでもあります。自分の敷地内であったことから、農地法の知識がなく使用してしまったとのこと。また、自己用住宅の転用に関しましては、周辺農地へ及ぼす影響はなく、特段問題はないと考えられます。4条、5条それぞれの申請につきまして、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

す。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
質疑のある方は挙手をもってお願いします。
武藤委員。

武藤委員 これ、農振農用地だったんですね。

議長 そうですね。

武藤委員 今まで2回見直しているから、多分連絡は行っていたと思うけれどもこれはまずいよね。

議長 はい。

事務局 今のご指摘なのですが、調べてはみたのですが、通知であるとかやり取りというのが経緯がなくて、単純に娘夫婦の自己住宅というところからスタートしたところ、どうも地目が変わっていない、届けもないというのが分かりまして、今回分筆をした上で転用申請まで至ったというのが経緯でございます。

議長 よろしいですか。

武藤委員 はい。

議長 ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

なお、一括審議中ではありますけれども、採決に関しましては議案ごとに行います。

それでは、お諮りいたします。まず、上程中の議案第5号につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

次に、上程中の議案第6号番号1につきましてお諮りいたします。議案第6号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

続きまして、議案第6号番号2につきましてお諮りいたします。議案第6号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

続きまして、議案第6号番号3につきましてお諮りいたします。議案第6号番号3につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第6号番号1、番号2、番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

日程第6、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明いたします。

議案第7号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は348平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根9区、横瀬駅の南西約270メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、自己用住宅として転用をしたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅等から300メートル以内に存在していることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月19日午後4時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は宇根9区、横瀬駅の南西で、数年前に新しく開設された町道路になります。この農地に自己用住宅の建設をしたいとのことで、転用申請するものであります。隣接して農地も存在しておりますけれども、駅から近いこともあり、周辺に既にもう新たな住宅建設が進んでいるところでありますので、転用はやむを得ないと判断されます。皆様のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 上程されました議案第7号について所見を申し上げます。

3月19日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地は駅からのアクセスもよく、住宅の建設が進んでいるところであります。東側には畑があり、日照を遮ることもないと思われまますので、特に問題はないと考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手でお願い申し上げます。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第7号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、議事録での字句の整理につきましてお諮りいたします。会議中

の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時40分)